

資料 1

(R5. 5. 10 上下水道事業審議会)

令和5年 月 日

栗東市長 竹村 健 様

栗東市上下水道事業審議会

会 長 高 野 正 勝

答 申 書 (案)

令和5年2月14日付け、栗上下水第75号で諮問を受けた下記事項について、別紙のとおり答申いたします。

- 1、適正な水道料金の水準と料金体系について
- 2、料金改定の時期について

はじめに

水道法では、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的と定めている。

水道は、市民生活及び社会経済活動を支えるために必要不可欠な社会インフラであり、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給することが水道事業者には求められる。

栗東市の水道事業は、昭和38年（1963年）の給水開始から60年を迎え、耐用年数を経過する水道施設の老朽化対策と、減災・防災のための耐震化対策が必要なことから、平成29年度に栗東市水道事業アセットマネジメントおよび栗東市水道事業経営戦略を策定し、中長期的な更新計画と財政収支見通しを考慮しつつ、計画的に取り組みを進めている。これまでに、水源地施設の更新を概ね完了し、引き続き配水施設等への対策を講じているところである。また、老朽管路については、基幹管路など、優先度の高いものから耐震性能を備えた管路への更新を行っている。しかしながら、過去に集中的に整備した水道施設の更新等を着実に進めていくためには、多額の設備投資を要することから、その財源確保が課題となっている。

栗東市の水道料金は、平成25年7月1日に平均改定率7.5%の料金改定を行って以来、約10年間、据え置きとされてきた。一方、水需要は節水機器の普及や節水意識の高まり、大口使用者の地下水への転化などの影響を受け、平成17年度をピークに減少に転じ、この傾向は今後も続くと予測されることから、水道事業の経営状況は厳しさを増すことが想定される。しかしながら、審議期間中においても、新型コロナウイルス感染症とこれに伴うライフスタイルの変化、ロシアによるウクライナ侵攻を始めとする国際情勢の不安定化や急激な物価高騰など、国内外の目まぐるしい変化が市民生活や社会経済活動に影響を及ぼしている。

本審議会は、このような状況を十分配慮しつつ、安定的、持続的な水道事業の実現を目指し、6回にわたり慎重に審議を重ねた。その結果、結論を得るに至ったので、ここに答申する。

なお、留意されるべき事項について、付帯意見を申し添える。

答 申

1. 適正な水道料金の水準と料金体系について

(1) 適正な水道料金の水準について

令和5年度から令和14年度までの今後10年を見据えた水道事業財政シミュレーションを基に経営状況を判断すると、25.5%程度の料金改定の必要性を認める。しかしながら、大幅な値上げによる市民生活、社会経済活動への影響を十分に考慮し、段階的な料金改定等、激変緩和措置を講じられたい。

(2) 料金体系について

現行の料金体系を維持し、基本料金、従量料金ともに一律改定とすることが望ましい。

2. 料金改定の時期について

令和6年2月から適用することが適当と考える。

3. 付帯意見

(1) 激変緩和措置による段階的な料金改定を講じるにあたっては、安定した経営のため、改定後5年間の経常収支比率が100%以上で維持できる水準となるよう、改定率15%とすることが望ましい。

(2) 令和6年度より水道整備・管理行政の機能強化のため、水道行政は、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することが閣議決定された。これにより、水道事業が社会資本整備重点計画法の対象施設に加えられるなど、関係法令の見直しが行われることから、最新情報に注視し、活用可能な財政支援制度を最大限に活用すること。

(3) ここ近年で、新型コロナの流行による生活様式の変化や半導体不足、アメリカのインフレ対策に伴う歴史的円安及びロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー、原材料価格の高騰など、国内外の目まぐるしい変化によって、水道事業を取り巻く経営環境も大きく影響を受けている。また、前述のとおり今後、水道事業の省庁移管が予定されている。このような事業運営に影響を及ぼす社会情勢の変化に柔軟に対応することができるよう、5年を目安に、実態に即した水道料金となるよう定期的な検討を行うこと。

- (4) 栗東市水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営効率化と経費削減に努め、施設の更新・改築にあたっては、スペックダウン等による合理化を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。
- (5) 令和4年度に滋賀県水道広域化推進プランが策定され、今後、水道事業者間の広域連携の取り組みが期待される。広域化によりメリットが得られる業務について、必要な見直しを行うこと。
- (6) 消費税率改定を除いた実質的な料金改定は、平成25年度以来、約10年ぶりとなることから、利用者に料金改定の必要性を十分理解してもらえるよう説明する必要がある。また、料金改定の内容についても、利用者に分かりやすく情報提供するよう、周知方法や時期等について十分配慮すること。

答申に至る経緯

1. 適正な水道料金の水準と料金体系について

(1) 適正な水道料金の水準について

栗東市の給水人口は、昭和38年の供用開始から今日まで増加の一途をたどっているが、料金収入の基となる有収水量は、節水機器の普及や高度化、世帯構造や生活習慣の変化、大口使用者の地下水への転化など多様な影響を受け、既に平成17年度をピークに減少に転じており、この先、有収水量、給水収益ともに増加を見込むことは難しい。

費用面では、料金収納業務や施設管理業務の外部委託範囲の拡大、職員数削減、上下水道料金の一括徴収化など、経費節減や経営の効率化に努めているが、受水費や動力費、修繕費など水道の供給や維持管理に必要な経費をこれ以上、削減させることは難しく、施設更新による減価償却費の増加も伴い、今後、経常収支比率の黒字を維持することが困難な状況である。

しかしながら、安心・安全な水道サービスを維持するためには、老朽化施設の更新や災害に備えた耐震化への取り組みを着実に進める必要があり、そのためには多額の設備投資を要する。その財源の一定量を企業債で賄うことは、長期にわたって利用する固定資産を世代間で公平に分担する観点から有効な手段ではあるが、過度な借入は将来世代への負担の増大に繋がるため、適正な収支構造が保てるよう中長期的な収支見通しを踏まえ考慮すべきである。

これらを勘案した財政シミュレーションによると、現行の料金水準のままでは令和7年度には資金が枯渇する恐れがあることから、今後10年間を見据えると、令和6年度に約25.5%の料金改定が必要になるとの試算結果が示された。

審議の過程において、設備投資費を抑制するため、自己水率向上策や耐用年数を経過していない施設を耐震補強のみ行った場合の経済比較など、あらゆる角度から再検討を行ったが、必要となる投資額を大幅に削減できるような結果は得られなかった。

令和4年度においても老朽化を原因とする漏水事故が複数回発生している状況から見ても、水道施設の更新を計画的に実施する必要性は明らかであり、試算結果に沿った水道料金の値上げはやむを得ないと考える。しかしながら、大幅な値上げによる市民生活、社会経済

活動への影響を十分に考慮し、段階的な料金改定等、激変緩和措置が必要と考える。

(2) 料金体系について

本市の水道料金は、基本料金と従量料金からなる二部料金制で、基本料金は口径別、従量料金は通増型を採用している。

現行の料金体系は、平成25年度の料金改定時に本市の特性を踏まえ、バランスを配慮した改定がされており、多数の少量利用者（主に家事用）からは固定的に確保できる基本料金の値上げを、少数の多量利用者（主に事業用）からは通増率を上げることで従量料金による収入を増加させている。

本市の給水人口は、行政区域内人口の増加に比例して漸増しているが、その伸びは鈍化傾向にあり、将来的には、給水人口の減少は確実であると見込まれる。また、一戸当たりの平均有収水量は既に減少局面に入っている。今後、有収水量の伸びが見込まれない状況において、使用水量にかかわらず安定的な収入となる基本料金が十分な配分で得られているかが重要となる。本市の料金収入の構成割合については、前回の料金改定実施後である平成26年度では、基本料金31%、従量料金69%となっており、基本料金で3割程度の収入を確保していた。令和3年度においても、基本料金と従量料金の構成割合は34%対66%と、少量利用者は基本料金、多量利用者は従量料金により料金を負担するかたちとなっており、現行の料金体系は少量利用者と多量利用者の負担割合のバランスが保てていると言える。

以上のことから、現行の料金体系を維持することが適当である。

2. 料金改定の時期について

栗東市水道事業経営戦略では令和5年度に料金改定が必要との試算が出ているが、急激な物価高騰の影響が市民生活や社会経済活動に及んでいることから、慎重な判断が求められる。そのため、当初計画を延期して審議を行ってきた。しかしながら、時期が遅くなるほど改定率が高くなることは避けられない。

このことを勘案のうえ、改定にあたっては十分な周知期間をとることが必要であるため、料金改定の時期は、令和6年2月とすることが望ましいと考える。

【資料1】

栗東市上下水道事業審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	高 野 正 勝	受益者代表
会長代理	三 浦 康 雄	学識経験者
	宮 出 宗 吉	受益者代表
	吉 原 みち子	受益者代表
	仁 科 喜三郎	受益者代表
	梅 景 房 子	受益者代表
	西 村 昭 廣	受益企業代表
	鈎 富 治 男	学識経験者
	奥 村 佳 子	受益者代表
	北 野 利 男	受益者代表

順 不 同 ・ 敬 称 略

【資料2】

審議経過

	開催日	審議内容等
1	令和4年 3月4日（金）	水道事業に係る現状報告について ○経営戦略における収支計画と実績値の比較 ○経営戦略における収支計画の見直し及び重要指標の推移
2	令和4年 8月5日（金）	水道事業経営戦略の見直し及び水道料金の改定について ○水道事業の現状と課題について ○料金改定率（案）の提示について
3	令和4年 9月2日（金）	水道料金の改定について ○料金回収率の推移について ○料金改定の必要性について
4	令和5年 2月14日（火）	水道料金の改定について ○前回までの振り返りと補足説明 ○諮問事項の審議
5	令和5年 3月24日（金）	水道料金の改定について ○水道料金改定案について
6	令和5年 5月10日（水）	水道料金の改定について ○水道料金の改定にかかる答申案について 水道事業経営戦略の改定について